

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あさぎり町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

あさぎり町長

## 公表日

平成27年5月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法による下記業務において、特定個人情報を取り扱う。 【番号法別表第一に関する事務】 ①生活習慣相談等の実施に関する事務(法第19条第2項) ②歯周疾患検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ③骨粗鬆症検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ④肝炎ウイルス検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ⑤一般検診と保健指導の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ⑥特定健康診査非対象に対する保健指導の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ⑦がん検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項)
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受診者情報ファイル：住民マスタ、受診希望マスタ、特定健診除外対象者、受診希望、肺がん結果、特定・後期高齢者健診結果、血液、総合判定、胃がん結果、乳がん結果、子宮がん結果、大腸がん結果、超音波結果、骨粗鬆症、歯周病、肝疾患結果、前立腺結果、訪問指導、特定保健指導対象者/予約者、特定保健指導基本情報、指導目標値	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健環境課
②所属長	保健環境課長 岡部和平
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 総務課 0966-45-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 保健環境課 0966-45-7216

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

